

# 下水道使用料改定のお知らせについて

日頃より、遠別町下水道事業にご理解ご協力をいただきありがとうございます。

下水道は、健康で快適な生活環境を保ち、河川などの自然環境の保全、雨水による浸水を防ぐ重要な役割を担っております。

現行の下水道使用料は、平成12年に下水道の供用開始に併せて、水道料金の70%として、1t当たり160円と制定したものであります。

多くの小規模町村は、この手法をとっております。

下水道会計の不足分は、一般会計からの繰入金でまかなっておりますが、近年一般会計の財政事情も非常に厳しい状況になっており、企業会計としての健全経営を目指すため、今回下水道使用料の改定を行うことといたしました。

今回の改定につきましても、水道料金の概ね70%に設定しております。

使用料金改定の実施時期は平成19年 4月 1日からです。

(平成19年5月分の請求より、改定された金額にて請求になります。)

町民の皆様におかれましては、使用料改定に伴いさらなる負担をお願いすることになりますが、何卒ご理解くださいますようお願い申し上げます。

下水道区域外の個別排水使用料も下水道使用料と同じく改定されます。

改定後の下水道使用料

改定前 160円/m<sup>3</sup> → 改定後 178円/m<sup>3</sup> (内消費税8円)

上記金額は、消費税を含んだ金額です。

なお、ご不明の点がございましたら、下記の『問い合わせ先』まで、お問い合わせ下さい。

問い合わせ先 遠別町役場 経済課 水道係

電話 01632-7-2111